

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用管理要領

【目的】

第1条

この要領は、平成21年11月13日付け登録第5279621号で商標登録された大阪産(もん)ロゴマーク（以下「本商標」という。）を適正かつ効果的に活用することにより、大阪の農林水産業や食品産業の振興を図るため、本商標の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

【大阪産(もん)の定義と対象品目】

第2条

大阪産(もん)とは、別紙1のとおり、大阪府域で栽培・生産される農産物、畜産物、林産物、大阪湾で採取され大阪府内の港に水揚げされる魚介類及び大阪府域の内水面で生産・採取される魚介類（以下「一次産品」という。）並びに一次産品を直接又は間接的に原材料として使用した加工食品及び一次産品を主な原材料として使用した加工品（以下「二次産品」という。）とする。

【商標権】

第3条

本商標は、別紙2に掲げるものとする。色彩は、原則として別紙2に掲げる多色表示のほか、単色表示（白黒表示）でも使用できるものとする。

- 2 本商標の商標権は、大阪府が所有する。
- 3 本商標は、無断で使用してはならない。
- 4 本商標と誤認される類似の文字及び図形によるロゴマークの使用又は商標登録の出願をしてはならない。

【本商標の使用対象】

第4条

本商標を使用できるものは、別紙3に掲げる指定商品及び指定役務とする。

- 2 二次産品については、使用した一次産品の名称及び使用割合を併記することとする。ただし、一次産品がその二次産品の中核的要素を構成しない場合や類似品と比較して著しくその使用割合等が少ないと判断される場合、その他消費者に誤認を与える恐れがあると判断される場合には、これによらない。

【使用の許可】

第5条

本商標の使用を希望する者は、大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用許可申請書（様式第1の1号）（以下「申請書」という。）を大阪府知事あて提出しなければならない。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- ア 国又は地方公共団体が本商標の使用目的に沿った普及活動を行う場合
 - イ 一次産品の生産者組織（以下「生産者組織」という。）（下部組織含む）（別紙4）に所属する農林水産業者が、第4条に規定する指定商品のうち一次産品に限り、第9条第2項アに基づき本商標を使用する場合
 - ウ 「加工食品に使用した大阪エコ農産物への認証マークの使用許諾について」（平成30年3月28日施行）に基づく大阪エコ農産物を使った加工事業者が、使用許諾を受けた商品に限り、第9条第2項アに基づき本商標を使用する場合
 - エ 大阪エコ農産物販売店登録制度に基づく大阪エコ農産物登録販売店が、認証されている大阪エコ農産物の販売に限り、第9条第2項イに基づき本商標を使用する場合
- 2 大阪府は、申請書の記載内容及び添付資料を審査の上、適当であると認められる場合は、これを許可し、大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用許可証（様式第3号）を交付するものとする。

ただし、大阪府は、本商標の使用許可に際し、必要に応じて条件を付することができるものと

し、また、許可証の交付を受けた者（以下「使用者」という。）がこの要領及びロゴマークの使用細則に違反した場合には、是正の措置を命ずるほか使用許可を取り消すことができる。

- 3 使用者の申請情報については、原則として府ホームページで公開するものとし、その詳細は別に定める。
- 4 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用内容変更届（様式第1の2号。別に定める様式がある場合はその様式）により、すみやかにその内容を届け出るものとする。
 - ア 申請者概要
 - イ 事業者区分
 - ウ 使用する大阪産(もん)種別
 - エ 事業者紹介

【使用期間】

第6条

本商標の使用期間は、前条による使用許可証の交付日から2年が経過した後の年度末までとする。ただし、知事が必要と認める場合は、1年を超えない範囲で、使用期間を延長することができるものとする。

なお、使用を中止する場合は、大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用中止届（様式1の3号）により、使用者はすみやかにその内容を届け出るものとする。

- 2 前項で定める使用期間を過ぎて本商標の継続使用を希望する者は、使用期限日までに第5条第1項の規定に準じ、申請書を大阪府知事あて提出しなければならない。
- 3 前条第1項ウ及びエの場合における本商標の使用期間については、大阪エコ農産物の認証マークの使用許可期間とする。

【電子情報処理組織の使用】

第7条

次の表の左欄に掲げる申請、届出又は報告（以下「申請等」という。）を行う者（以下「申請者」という。）は、当該規定にかかわらず、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して申請等を行うことができる。また、その申請等は、次の表の右欄に掲げる書面により行われたものとみなして、この要領の規定を適用する。

本商標の使用の申請（第5条第1項関係）	様式第1の1号
本商標の使用内容の変更の届出（第5条第4項関係）	様式第1の2号
本商標の使用の中止の届出（第6条第1項関係）	様式第1の3号
本商標の使用の継続の申請（第6条第2項関係）	様式第1の1号
本商標の使用内容の報告（第12条第2項関係）	様式第2号

- 2 前項の規定により行われた申請等は、同項の知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに知事に到達したものとみなす。

【本商標の権限】

第8条

使用者（第7条の規定により許可されたものと見なされる者を含む。）は、無償で本商標を使用できるものとする（以下この権限を「使用権限」という。）

- 2 使用権限を有する者は、関係法規を遵守するとともに、本商標の機能を損なう、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。
- 3 使用権限を有する者は、他人にこの権限を譲渡することはできない。

【本商標の表示条件及び表示方法】

第9条

本商標は、第4条に規定する商品及び役務でなければ表示してはならない。

2 本商標は、使用者の区分により次のとおり使用できるものとする。なお、使用の詳細は別に定める。

ア 農林水産業者、食品加工業者（他事業者に委託して製造する者を含む。）及び加工業者（他事業者に委託して製造する者を含む。）による使用

- ・前項に規定される商品及び当該商品を収容する容器又は包装紙（以下「商品等」という。）への表示（シールに印刷し商品等に貼付表示することができるほか、容器又は包装紙に直接印刷表示することができる。）
- ・使用者自らが生産・製造した第4条に規定する商品等の販売場所・コーナー（直売所、大阪産（もん）コーナー等）、ホームページ上で行う広告宣伝のための掲載
- ・大阪産（もん）の普及啓発及び販売促進のために作成するポスター、チラシ、パンフレット等の広告物、のぼり、看板等の宣伝資材、名刺への表示

イ 販売業者による使用

- ・第4条に規定する商品等の販売場所・コーナー（直売所、大阪産（もん）コーナー等）、ホームページ上で行う広告宣伝のための掲載
- ・大阪産（もん）の普及啓発及び販売促進のために作成するポスター、チラシ、パンフレット等の広告物、のぼり、看板等の宣伝資材、名刺への表示
- ・法令等（生鮮食品品質表示基準）に基づく原産地（大阪府）の表示又は伝達が行われている場合、商品等への表示

ウ ホテル業・飲食提供業者による使用

- ・第4条に規定する商品を使用した料理店でのメニュー、ポスター、チラシ、パンフレット等の広告物、店頭等でののぼり、看板等の宣伝資材への表示、ホームページ上で行う広告宣伝のための掲載

エ 大阪産（もん）サポーターによる使用

- ・大阪産（もん）の普及啓発を積極的に行う事業者（上記ア、イ、ウの区分で申請しうる業種の事業者を除く。）によるポスター、チラシ、パンフレット等の広告物、のぼり、看板等の宣伝資材、ホームページ上で行う広告宣伝のための掲載

3 利益を得ることを目的として、前項による宣伝資材を販売してはならない。

【使用許可の取消し】

第10条

以下の各号のいずれかに該当する場合は、知事はその使用を取り消すことができる。

- ア 使用者が本定め及びロゴマークの使用細則に拠らず、ロゴマークを濫用し、又は、大阪産（もん）のプロモーションの趣旨が損なわれると認められる場合
- イ 使用者からの申請（変更）内容に虚偽があると認められた場合
または、使用許可後、申請（変更）内容に虚偽があると判明した場合
- ウ 使用者が第5条第2項後段に該当する場合
- エ 使用者が第12条第1項による調査、指示等に従わない場合
- オ 使用者が第12条第2項による報告の求めに従わない場合
- カ 使用者からの報告内容に問題があると認められる場合
- キ ロゴマークの使用が認められず、今後も使用すると認められない場合
- ク 関係法規に違反したと認められる場合
- ケ その他、使用の運用に重要な支障を来す行為があった場合

【事故、苦情の処理】

第11条

本商標を使用した商品等又は役務に係る事故、苦情（以下「事故等」という。）が発生した場合は、使用者が使用者の責任の下に処理しなければならない。

- 2 前項に規定する事故等については、速やかに大阪府に報告しなければならない。
- 3 第1項に規定する事故等については、大阪府はその責を負わないものとする。

【調査及び報告】

第12条

大阪府は、本商標の使用権限を有する者に対し、その使用に関し必要と認められる場合には、本商標に係る商品等又は役務内容を閲覧し、若しくは提出を求め、若しくは立ち入り等の調査を行う、又は指示をすることができるものとする。

2 本商標の使用権限を有する者は、大阪府から求められた場合には、様式第2号によりその使用実態の報告を行わなければならない。

【その他】

第13条

この要領に定めるもののほか、本商標の使用管理につき必要な事項又は疑義が生じた事項については、関係者と協議の上、大阪府知事が決定するものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。
この要領は、平成22年8月3日から施行する。
この要領は、平成23年3月22日から施行する。
この要領は、平成26年11月19日から施行する。
この要領は、平成28年3月1日から施行する。
この要領は、平成30年1月19日から施行する。
この要領は、平成30年4月17日から施行する。
この要領は、令和3年2月18日から施行する。
この要領は、令和4年5月9日から施行する。
この要領は、令和5年3月6日から施行する。
この要領は、令和6年1月29日から施行する。
この要領は、令和6年11月15日から施行する。
この要領は、令和7年8月1日から施行する。
この要領は、令和8年7月17日から施行する。

附 則

大阪産(もん)のプロモーションに向けたロゴマークの使用に関する要領(平成21年3月26日施行)は廃止する。

なお、同要領に基づいて行われた平成22年3月31日以前の届出分は、同要領の廃止による再申請は要しないものとする

(別紙 1)

■大阪産(もん)の定義と対象品目

	対象とする産品	品目例
一次産品	大阪府域で栽培される農産物	なにわ特産品（府の選定） なにわの伝統野菜（府認証） 大阪エコ農産物（府認証）
		その他の農産物
	大阪府域で生産される畜産物	なにわ黒牛 なにわポーク 大阪の地玉子 その他畜産物
	大阪湾で採取され大阪府内の港に水揚げされる魚介類	泉だこ その他水産物
二次産品	大阪府域の内水面で生産・採取される魚介類	河内ぶな
	大阪府域で生産される林産物	おおさか河内材 池田炭
	大阪府産の一次産品を直接又は間接的に原材料として使用した加工食品	大阪府産みかんのペーストを使用したみかん餡パン 大阪府産ちりめんじゃこを使用したおにぎり
	大阪府産の一次産品を主な原材料として使用した加工品	大阪産木材を加工した木工品 大阪産木綿を加工したタオル 大阪産糸瓜を加工したスポンジ

※産地表示については食品表示法その他関連法令を遵守することとし、ロゴマークの取扱いも関連法令に準じるものとする。

※加工食品とは、食品表示基準（平成27年3月20日内閣府令第10号）第2条に規定するものをいう。

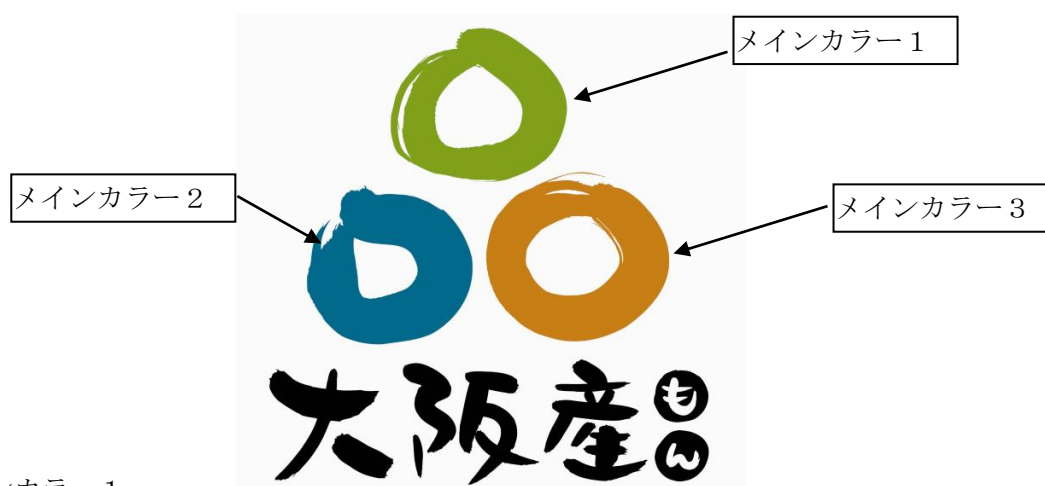
(別紙2)

大阪産(もん)ロゴマーク



登録商標

■カラー表示



- ・メインカラー1
プロセスカラーの場合 C 60% M 20% Y 100%
特色単色D I C-N 8 3 2 (萌葱色)
- ・メインカラー2 C 100% M 40% Y 40%
特色単色D I C-N 8 8 3 (孔雀青)
- ・メインカラー3 C 20% M 60% Y 100%
特色単色D I C-N 7 4 8 (金茶色)

※カラー印刷の場合は、必ずカラーマニュアルの定めるカラーに沿って印刷すること。

※ただし、素材等によって濃度変更は差し支えない。

メインカラーを使用できない背景や背景色が濃い場合は、白抜きで表示する。

■単色表示

・モノクロの場合

メインカラー１，２，３は、スミ７５％

大阪産(もん)の文字は、スミ１００％

・その他単色の場合

メインカラー１，２，３、大阪産(もん)の文字ともに単色１００％

※原則として印刷条件の関係でカラー表現が出来ない場合に使用する。さらに、モノクロにおける網版使用が出来ない場合はマーク、ロゴともにスミ１００％で印刷してもかまわない。

■デザイン

○基本構成



○縦書き



○横書き



■キャッチフレーズ

○ロゴマークの使用に併せて、「こだわるなら」「いいもん、うまいもん」「大阪産(もん)入荷しました」などのキャッチフレーズを使用してもかまわない。

ただし、キャッチフレーズの記載は、ロゴマークをメインシンボルとして、補助的な表現にとどめるとともに、別に定める表示禁止事項に留意すること。

※別に定める表示禁止事項

次に掲げる事項は、これを表示しないこと。

- ・品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語（品評会等で受賞したものと同一仕

様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く。) 及び
官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語

- ・商品の名称、原材料名、原料原産地名、内容量等の表示事項の内容と矛盾する用語
- ・その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

また、他のイラストやデザインと本商標を組み合わせる本商標を改変しないこと

(別紙3)

(指定商品及び指定役務)

- ☐ 大阪産の燃料、大阪産の工業用油、大阪産の工業用油脂
- ☐ 大阪産の木材
- ☐ 大阪産の食用油脂、大阪産の乳製品、大阪産の食肉、大阪産の卵、大阪産の食用魚介類（生きているものを除く。）、大阪産の肉製品、大阪産の加工水産物、大阪産の加工野菜及び大阪産の加工果実、大阪産の豆腐、大阪産の豆乳、大阪産の加工卵、大阪産のふりかけ、大阪産の豆
- ☐ 大阪産の茶、大阪産の菓子及びパン、大阪産の調味料、大阪産の香辛料、大阪産のアイスクリームのもと、大阪産のシャーベットのもと、大阪産の穀物の加工品、大阪産のぎょうざ、大阪産のしゅうまい、大阪産のすし、大阪産のたこ焼き、大阪産の肉まんじゅう、大阪産のべんとう、大阪産の即席菓子のもと、大阪産の米、大阪産の食用粉類

- ☐ 大阪産の生花の花輪、大阪産の食用魚介類（生きているものに限る。）、大阪産の海草類、大阪産の野菜、大阪産の果実、大阪産のあわ、大阪産のごま、大阪産のそば、大阪産のとうもろこし、大阪産のひえ、大阪産の麦、大阪産のもろこし、大阪産の木、大阪産の草、大阪産のドライフラワー、大阪産の苗、大阪産の苗木、大阪産の花、大阪産の盆栽

- ☐ 大阪産の清涼飲料、大阪産の果実飲料、大阪産の乳清飲料、大阪産の飲料用野菜ジュース
- ☐ 大阪産の日本酒、大阪産の洋酒、大阪産の果実酒、大阪産の薬味酒
- ☐ 飲食物の提供
- ☐ 大阪産木材を加工した木工品、大阪産木綿を加工したタオル、大阪産へちまを加工したスポンジ、
【大阪産農林水産物を主な原材料に使用した加工品に限る。】

(別紙4)

大阪産(もん)生産者組織名
J Aグループ大阪 (大阪府農業協同組合中央会)
大阪府漁業協同組合連合会
大阪府森林組合
一般社団法人 大阪府畜産会
大阪府畜産農業協同組合

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用許可申請書

大阪府知事様

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用管理要領の規定に基づき、下記のとおり使用許可を申請します。

申請年月日(和暦)	年 月 日
-----------	-------

1. 申請事業者情報

企業、事業者の基礎情報を記入してください。

(1)申請区分 ※該当する□を■に変更	☐ 新規 (初めて申請する場合) ※申請内容の変更(追加又は削除を含む)する場合は変更届、使用を中止する場合は中止届を提出すること ☐ 継続 (すでにロゴマークの使用許可を受けており、更新期限に伴い継続する場合)
(2)申請事業者名称(企業、団体名)	
(3)申請事業者名称(フリガナ)	
(4)代表者職	
(5)代表者氏名	
(6)代表者氏名(フリガナ)	
(7)申請事業者住所 ※本社又は主たる事業所の所在地	〒
(8)電話番号(代表電話)	
(9)ホームページアドレス	

2. 申請担当者情報

本申請の担当者情報を記入してください。申請内容の確認等に使用します。

(1)担当者職	
(2)担当者氏名	
(3)担当者氏名(フリガナ)	
(4)担当者電話番号(直通)	
(5)担当者メールアドレス	
(6)担当者住所 ※該当する□を■に変更	☐ 1-(7)に記入した申請事業者住所と同じ ☐ 1-(7)に記入した申請事業者住所と異なる
(7)担当者住所 ※1-(7)の申請事業者住所と異なる場合のみ記入	〒
(8)許可証の送付先 ※該当する□を■に変更	☐ 申請事業者住所(1-(7)に記入した住所に送付) ☐ 担当者住所(2-(7)に記入した住所に送付)

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用許可申請書

3. 大阪産(もん)に関する取組みについて

(1)ロゴマークを使用する大阪産(もん)の種別 ※該当する□を■に変更(複数選択可)	☐ 農産物 ☐ 畜産物 ※肉、はちみつ等 ☐ 水産物 ☐ 林産物 ※きのこ、たけのこ等
(2)事業者区分 ※該当する□を■に変更(複数選択可) ※選択した区分について、「4.取組みの詳細について」で詳細を記入	☐ 生産者 (例:農林水産漁業者) ☐ 製造者 (例:食品加工業者) ☐ 販売者 (例:自社製品販売、スーパー、卸売、EC サイト運営事業者) ☐ 飲食提供事業者 (例:飲食店、ホテル、キッチンカー) ☐ 大阪産(もん)サポーター (例:イベント主催者、出版社、テレビ放送局等) ※生産者・製造者・販売者・飲食提供事業者に該当する場合は、大阪産(もん)サポーターとして申請することはできません。

4. 取組みの詳細について

(1)生産者 を選択した事業者		
生産している主な品目 ※すべて記載すること(複数可能) (例) 水なす、きゅうり、いちご		
生産市町村 ※すべて記載すること(複数可能) (例) 泉佐野市、和泉市		
一般消費者向けに実施している体験、見学等 ※有償・無償は問わない	有無について ※該当する□を■に変更	☐ 有 ☐ 無
	具体的な実施内容について ※上記で「有」を選択した場合、記載すること	(例:夏季限定で〇〇狩り、収穫体験を実施等)

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用許可申請書

	おおさかもんマップへの掲載希望について ※上記「有」を選択した場合、該当する□を■に変更 ※「7. おおさかもんマップの掲載条件」を確認すること	☐希望する ☐希望しない
--	---	--

(2)製造者を選択した事業者

製造している主な商品名 (複数可能) (例) 水なすのパスタソース、 〇〇農園のいちごジャム		
商品に使用している府内産食材等 (複数可能) (例) 水なす、いちご		
商品に使用している府内産食材等の仕入先 (複数可能) (例) 自社農園、〇〇農園		
一般消費者向けに実施している体験、見学等 ※有償・無償は問わない	有無について ※該当する□を■に変更 具体的な実施内容について ※上記が「有」の場合、記載すること	☐有 ☐無 (例：通年で工場見学、〇〇づくり体験を実施等)

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用許可申請書

	おおさかもんマップへの掲載希望について ※上記「有」を選択した場合、該当する□を■に変更 ※「7. おおさかもんマップの掲載条件」を確認すること	☐希望する ☐希望しない
--	---	--

(3)販売者 を選択した事業者

販売店舗名 (複数可能) (例) 道の駅〇〇、〇〇スーパー	
販売している農林水産物又は商品名 (複数可能) (例) きゅうり、大阪たまごのプリン	
販売物の仕入先 (複数可能) (例) 〇〇農園、〇〇製菓株式会社	
おおさかもんマップへの掲載希望について ※該当する□を■に変更 ※ただし、オンラインストア、特定の期間や場所で行われるもの(百貨店での催事等)等(常設店舗を除く)は掲載対象外 ※「7. おおさかもんマップの掲載条件」を確認すること	☐希望する ☐希望しない

(4)飲食提供事業者 を選択した事業者

大阪産(もん)を提供する飲食店店舗数 (例) 2	
-------------------------------------	--

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用許可申請書

飲食店名 (上記の該当店舗数と同数となるよう店舗名を記載すること) (例) ○○亭、居酒屋○○ ※店舗数が5店舗以下で店舗名が同じ、かつ所在が異なる場合は以下例のとおり入力すること (例) ○○亭××駅前店、○○亭□□町店 ※店舗数が6店舗以上の場合は、以下例のとおり入力すること (例) ○○屋計10店舗	
上記の飲食店の所在市町村 (例) 大阪市、堺市	
提供メニュー (例) トマトソースのパスタ、はちみつのパウンドケーキ、しらすピザ	
提供メニューに使用している府内産食材 ※すべて記載すること (例) トマト、はちみつ、しらす	
提供メニューに使用している府内産食材の仕入先 ※すべて記載すること (例) ○○農園、○○養蜂場、○○株式会社	
おおさかもんマップ掲載希望について ※該当する□を■に変更 ※ただし、露店、キッチンカー等(常設店舗を除く)は掲載対象外 ※「7. おおさかもんマップの掲載条件」を確認すること	☐希望する ☐希望しない

(5)大阪産(もん)サポーター を選択した事業者

ロゴマークの使用内容	
-------------------	--

5. 事業者紹介文

(1)PR 文章 (100 文字程度) ※大阪産(もん)を使用していることがわかる PR 内容を記載すること (例:府内産〇〇を使った△△を販売しています/▲▲養鶏場の卵を使ったシュークリームを販売しています/〇〇農園の新鮮な水なすを使ったパスタを提供しています/大阪湾で水揚げされた××を使った鍋料理を提供しています 等)	
---	--

6. イメージ画像

ロゴマークを使用予定の代表商品や、販売店舗の外観、PR での使用の場合は広報媒体のイメージなどの画像(1枚以上)を提出してください。

行政オンラインシステムで申請いただいている場合はフォームに添付してください。

その他の申請方法による場合は、下記提出先メールアドレスあてに直接画像ファイルを添付し、送付してください。

提出先メールアドレス：ryutsutaisaku-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp

なお、画像ファイル名は半角英数字で、「撮影年月日_事業者名_画像内容」としてください。

例：R050211_oosakasanhanbai_syouhingazou

7. おおさかもんマップの掲載条件

① 大阪産(もん)商標登録ロゴマークの許可事業者、または大阪産(もん)名品の認証事業者であること

② おおさかもんマップでの掲載内容について

- ・ 大阪産(もん)や大阪産(もん)名品に関する内容であること
- ・ 一般府民や来阪者等消費者向けに実施する観光要素（食べられる、買える、体験できる等）を含むこと
(例：飲食店、観光農園、朝市、漁業体験、直売所、加工品販売店等)

※飲食店・加工品販売店については、常設店舗を対象とする

(露店・キッチンカー・オンラインストア・ポップアップストア等、期間限定の売り場等は掲載対象外とする)

※①から④を全て満たす毎年恒例の期間限定イベント等は、掲載可とする

③ おおさかもんマップでの掲載項目について

- ・ 下記の情報を掲載できること

『店舗名や施設名』

『住所 (②を実施する所在地)』

『URL (自社ウェブサイト等)』※自社以外のウェブサイトや電話番号でも可

『写真 (施設の外観やコンテンツ内容がわかるもの)』等

④ URL (自社ウェブサイト等) 上で、②に関する情報を掲載していること

様式第 1 の 1 号

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用許可申請書

※ウェブサイト上の掲載内容に関する全ての管理は、申請事業者等で行うこととし、大阪府では一切の責任を負わないものとする

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用許可申請書

8. 申立て事項

※各申立て事項について該当する□を■に変更

「いいえ」を選択した場合は、許可を受けることはできません。

(1)本申請にあたり提出した資料については、事実と相違ありません。	
☐ はい ☐ いいえ	
(2)大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用管理要領及び大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用細則を遵守して本商標を使用します。	
☐ はい ☐ いいえ	
(3)代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、大阪府暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者ではありません。	
☐ はい ☐ いいえ	
(4)法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者ではありません。	
☐ はい ☐ いいえ	
(5)公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者ではありません。	
☐ はい ☐ いいえ	
(6)確定判決によって確定した損害賠償金、返還金その他の大阪府の債権について納期限までに納付していない者ではありません。	
☐ はい ☐ いいえ	
(7)大阪産(もん)商標登録ロゴマークの使用許可を受けている事実について、公表されることに異議はありません。(事業者名、許可を受けている事実、「3. 大阪産(もん)の取組みについて」及び「5. 事業者紹介文」の記載内容は原則公表事項となり、府ホームページ等で公開します。)	
☐ はい ☐ いいえ	

9. 大阪産(もん)等事業者限定メールへの登録について

(1)大阪産(もん)等事業者限定メールへの登録について ※該当する□を■に変更	☐ 希望する ☐ 希望しない
(2)希望する場合のメールアドレス	☐ 2-(5)に記入した担当者メールアドレスと同じ ☐ 別のメールアドレスを希望((3)(4)(5)を記入)

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用許可申請書

※該当する□を■に変更	
(3)希望するメールアドレス	
(4)担当者氏名	
(5)担当者氏名(フリガナ)	

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用内容変更届

大阪府知事様

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用管理要領の規定に基づき、下記のとおり変更（追加又は削除を含む）したいので届け出ます。

申請年月日(和暦)	年 月 日
-----------	-------

1. 申請事業者情報

企業、事業者の基礎情報を記入してください。

(1)申請事業者名称(企業、団体名)	
(2)申請事業者名称(フリガナ)	
(3)代表者職	
(4)代表者氏名	
(5)代表者氏名(フリガナ)	
(6)申請事業者住所 ※本社又は主たる事業所の所在地	〒
(7)電話番号(代表電話)	
(8)ホームページアドレス	

2. 申請担当者情報

本申請の担当者情報を記入してください。申請内容の確認等に使用します。

(1)担当者職	
(2)担当者氏名	
(3)担当者氏名(フリガナ)	
(4)担当者電話番号(直通)	
(5)担当者メールアドレス	
(6)担当者住所 ※該当する□を■に変更	☐ 1-(6)に記入した申請事業者住所と同じ ☐ 1-(6)に記入した申請事業者住所と異なる
(7)担当者住所 ※1-(6)の申請事業者住所と異なる場合のみ記入	〒
(8)許可証の送付先 ※該当する□を■に変更	☐ 申請事業者住所(1-(6)に記入した住所に送付) ☐ 担当者住所(2-(7)に記入した住所に送付)

3. 変更内容について

(1)使用許可番号 ※使用許可証に記載の番号を記入	第 号
------------------------------	-----

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用内容変更届

(2)変更内容 ※変更する全ての項目について、 □を■に変更	☐ 1. 申請事業者情報 ☐ 4. 大阪産(もん)に関する取り組みについて ☐ 5. 取り組みの詳細について（4. を変更する事業者のみ） ☐ 6. 事業者紹介文
--	---

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用内容変更届

3-(2)で4. 5. 6を選択した場合は、下記の該当項目について、変更後の内容を記入してください。
変更した内容が「1. 申請事業者情報」のみの場合、以降の記入は不要です。

4. 大阪産(もん)に関する取組みについて

(1)ロゴマークを使用する大阪産(もん)の種別 ※該当する□を■に変更(複数選択可)	☐ 農産物 ☐ 畜産物 ※肉、はちみつ等 ☐ 水産物 ☐ 林産物 ※きのこ、たけのこ等
(2)事業者区分 ※該当する全ての□を■に変更(複数選択可) ※選択した区分について、「5.取組みの詳細について」で詳細を記入	☐ 生産者 (例: 農林水産漁業者) ☐ 製造者 (例: 食品加工業者) ☐ 販売者 (例: 自社製品販売、スーパー、卸売、EC サイト運営事業者) ☐ 飲食提供事業者 (例: 飲食店、ホテル、キッチンカー) ☐ 大阪産(もん)サポーター (例: イベント主催者、出版社、テレビ放送局等) ※生産者・製造者・販売者・飲食提供事業者に該当する場合は、大阪産(もん)サポーターとして申請することはできません。

5. 取組みの詳細について

(1)生産者 を選択した事業者		
生産している主な品目 ※すべて記載すること(複数可能) (例) 水なす、きゅうり、いちご		
生産市町村 ※すべて記載すること(複数可能) (例) 泉佐野市、和泉市		
一般消費者向けに実施している体験、見学等 ※有償・無償は問わない	有無について ※該当する□を■に変更	☐ 有 ☐ 無
	具体的な実施内容について ※上記が「有」を選択した場合、記載すること	(例: 夏季限定で〇〇狩り、収穫体験を実施等)

	おおさかもんマップへの掲載希望について ※上記が「有」を選択した場合、該当する□を■に変更 ※「7. おおさかもんマップの掲載条件」を確認すること	☐希望する ☐希望しない
--	--	--

(2)製造者 を選択した事業者

製造している主な商品名 (複数可能) (例) 水なすのパスタソース、 〇〇農園いちごジャム		
商品に使用している府内産食材等 (複数可能) (例) 水なす、いちご		
商品に使用している府内産食材等の仕入先 (複数可能) (例) 自社農園、〇〇農園		
一般消費者向けに実施している体験、見学等 ※有償・無償は問わない	有無について ※該当する□を■に変更	☐ 有 ☐ 無
	具体的な実施内容について ※上記が「有」の場合、記載すること	(例：通年で工場見学、〇〇づくり体験を実施等)

	おおさかもんマップへの掲載希望について ※上記「有」を選択した場合、該当する□を■に変更 ※「7. おおさかもんマップの掲載条件」を確認すること	☐ 希望する ☐ 希望しない
--	--	---

(3)販売者 を選択した事業者

販売店舗名 (複数可能) (例) 道の駅〇〇、〇〇スーパー	
販売している農林水産物又は商品名 (複数可能) (例) きゅうり、大阪たまごのプリン	
販売物の仕入先 (複数可能) (例) 〇〇農園、〇〇製菓株式会社	
おおさかもんマップへの掲載希望について ※該当する□を■に変更 ※ただし、オンラインストア、特定の期間や場所で行われるもの(百貨店での催事等)等(常設店舗を除く)は掲載対象外 ※「7. おおさかもんマップの掲載条件」を確認すること	☐ 希望する ☐ 希望しない

(4)飲食提供事業者 を選択した事業者

大阪産(もん)を提供する飲食店店舗数 (例) 2	
--------------------------	--

飲食店名 (上記の該当店舗数と同数となるように店舗名を記載すること) (例) ○○亭、居酒屋○○ ※店舗数が5店舗以下で店舗名が同じ、かつ所在が異なる場合は以下例のとおり入力すること (例) ○○亭××駅前店、○○亭□□町店 ※店舗数が6店舗以上の場合は、以下例のとおり入力すること (例) ○○屋計10店舗	
飲食店の所在市町村 (例) 大阪市、堺市	
提供メニュー (例) トマトソースのパスタ、はちみつのパウンドケーキ、しらすピザ	
提供メニューに使用している府内産食材 ※すべて記載すること (例) トマト、はちみつ、しらす	
提供メニューに使用している府内産食材の仕入先 ※すべて記載すること (例) ○○農園、○○養蜂場、○○株式会社	
おおさかもんマップ掲載について ※該当する□を■に変更 ※ただし、露店、キッチンカー等(常設店舗を除く)は掲載対象外 ※「7. おおさかもんマップの掲載条件」を確認すること	☐ 希望する ☐ 希望しない

(5)大阪産(もん)サポーター を選択した事業者

ロゴマークの使用内容	
------------	--

6. 事業者紹介文

(1)PR 文章 (100 文字程度) ※大阪産(もん)を使用していることがわかる PR 内容を記載すること (例:府内産〇〇を使った△△を販売しています/▲▲養鶏場の卵を使ったシェーククリームを販売しています/〇〇農園の新鮮な水なすを使ったパスタを提供しています/大阪湾で水揚げされた××を使った鍋料理を提供しています 等)	
--	--

7. おおさかもんマップの掲載条件

- ① 大阪産(もん)商標登録ロゴマークの許可事業者、または大阪産(もん)名品の認証事業者であること
 - ② おおさかもんマップでの掲載内容について
 - ・大阪産(もん)や大阪産(もん)名品に関する内容であること
 - ・一般府民や来阪者等消費者向けに実施する観光要素（食べられる、買える、体験できる等）を含むこと
(例：飲食店、観光農園、朝市、漁業体験、直売所、加工品販売店等)

※飲食店・加工品販売店については、常設店舗を対象とする
(露店・キッチンカー・オンラインストア・ポップアップストア等、期間限定の売り場等は掲載対象外とする)

※①から④を全て満たす毎年恒例の期間限定イベント等は、掲載可とする
 - ③ おおさかもんマップでの掲載項目について
 - ・下記の情報を掲載できること

『店舗名や施設名』
『住所（②を実施する所在地）』
『URL（自社ウェブサイト等）』※自社以外のウェブサイトや電話番号でも可
『写真（施設の外観やコンテンツ内容がわかるもの）』等
 - ④ URL（自社ウェブサイト等）上で、②に関する情報を掲載していること
- ※ウェブサイト上の掲載内容に関する全ての管理は、申請事業者等で行うこととし、大阪府では一切の責任を負わないものとする

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用中止届

大阪府知事様

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用管理要領の規定に基づき、下記のとおり使用を中止したいので届け出ます。

申請年月日(和暦)	年 月 日
-----------	-------

1. 申請事業者情報

企業、事業者の基礎情報を記入してください。

(1)申請事業者名称(企業、団体名)	
(2)申請事業者名称(フリガナ)	
(3)代表者職	
(4)代表者氏名	
(5)代表者氏名(フリガナ)	
(6)申請事業者住所 ※本社又は主たる事業所の所在地	〒
(7)電話番号(代表電話)	
(8)ホームページアドレス	

2. 申請担当者情報

本申請の担当者情報を記入してください。申請内容の確認等に使用します。

(1)担当者職	
(2)担当者氏名	
(3)担当者氏名(フリガナ)	
(4)担当者電話番号(直通)	
(5)担当者メールアドレス	
(6)担当者住所 ※該当する□を■に変更	☐ 1-(6)に記入した申請事業者住所と同じ ☐ 1-(6)に記入した申請事業者住所と異なる
(7)担当者住所 ※1-(6)の申請事業者住所と異なる場合のみ記入	〒

3. 中止する内容について

(1)使用許可番号 ※使用許可証に記載の番号を記入	第 号
(2)中止理由 ※使用を中止する理由を簡潔に記入	

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用状況報告書

大阪府知事様

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用管理要領の規定に基づき、下記のとおり使用状況を報告します。

申請年月日(和暦)	年 月 日
-----------	-------

1. 申請事業者情報

企業、事業者の基礎情報を記入してください。

(1)申請事業者名称(企業、団体名)	
(2)申請事業者名称(フリガナ)	
(3)代表者職	
(4)代表者氏名	
(5)代表者氏名(フリガナ)	
(6)申請事業者住所 ※本社又は主たる事業所の所在地	〒
(7)電話番号(代表電話)	
(8)ホームページアドレス	

2. 申請担当者情報

本申請の担当者情報を記入してください。申請内容の確認等に使用します。

(1)担当者職	
(2)担当者氏名	
(3)担当者氏名(フリガナ)	
(4)担当者電話番号(直通)	
(5)担当者メールアドレス	
(6)担当者住所 ※該当する□を■に変更	☐ 1-(6)に記入した申請事業者住所と同じ ☐ 1-(6)に記入した申請事業者住所と異なる
(7)担当者住所 ※1-(6)の申請事業者住所と異なる場合のみ記入	〒

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用状況報告書

3. 使用状況報告

(1)使用許可番号 ※使用許可証に記載の番号を記入	第 号
(2)取組み内容 (扱い品目等)	
(3)使用期間 (和暦)	年 月 日～ 年 月 日
(4)販売店名・使用者名	
(5)使用場所	
(6)連絡先	
(7)大阪産(もん)の仕入先	
(8)ロゴマークの使用内容	

(様式第3号)

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用許可証

年 月 日

(申請者氏名) 様

大阪府知事

年 月 日付けで使用許可申請のあった商標登録マークについては、下記のとおり許可します。

なお、商標登録マークの使用にあたっては「大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用管理要領」並びに関係法規の遵守をお願いします。

記

- 1 使用許可番号：第〇〇号
- 2 使用対象等：
- 3 使用期限：〇〇年3月31日